

平成29年度 第4回 福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成29年9月27日（水）
午後2時00分～4時00分
- 2 場所 流山市役所第2庁舎3階303会議室
- 3 出席委員
鈴木（孝）会長 鎌田委員 鈴木（れ）委員 中委員 大野委員
平原委員 永田委員 新屋敷委員 上平委員 米澤委員 栗飯原委員
山名委員
- 4 欠席委員
石塚委員 大津委員 小泉委員 奥野委員 小林委員
- 5 市出席職員
宮島健康福祉部長 小西健康福祉部次長兼障害者支援課長
豊田社会福祉課長 菊池介護支援課長 横山高齢者生きがい推進課長
伊原健康増進課長 長谷川児童発達支援センター所長
矢口障害者支援課課長補佐 岩本障害者支援課課長補佐
白井障害者支援課障害者給付係長
八谷障害者支援課障害福祉係長 松原障害者支援課主事

事務局（社会福祉課健康福祉政策室）
古林室長 高橋主任主事 齊藤事務員
- 6 傍聴者
なし
- 7 議題
 - ・福祉施策審議会の今後のスケジュールについて
 - ・第5期流山市障害者福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画の策定について
 - ・第7期流山市高齢者支援計画の策定について
 - ・その他（連絡事項等）

8 議事録（概要）

（事務局：古林健康福祉政策室長）

本日はお忙しい中、平成29年度第4回流山市福祉施策審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、第4回福祉施策審議会を始めさせていただきます。時間は最長で2時間（16時まで）を予定していますので、よろしく願いいたします。

（鈴木（孝）会長）

会議に入る前に、委員の皆様へ報告いたします。本日の出席委員は12名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定に基づきまして、会議は成立していることをご報告します。

今回は傍聴者が見えておりませんが、いずれ見えた場合には、会議の傍聴について、あらかじめご了承願います。

（事務局：古林健康福祉政策室長）

まず、配布しました資料の確認をさせていただきます。

- 会議次第
- 高齢者支援計画（案）の追加分
- 高齢者支援計画（素案）に関する概要・質疑・意見について

この3点、また事前配布した資料の「第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画の策定について（答申）の案」に関する（差し替え分）を配布させていただきます。あわせて、

- 流山市福祉施策審議会・今後のスケジュール
- 第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画に関する前回からの修正・追加箇所について

以上の資料は事前に配布しておりますので、お持ちでない方は事務局まで申し出ください。よろしいでしょうか。

（鈴木（孝）会長）

それでは、会議次第に基づきまして、議事を進めさせていただきます。事務局から、説明をお願いします。

まず、1点目の福祉施策審議会の今後のスケジュールについて説明をお願いします。

（事務局：高橋）

事務局説明

(鈴木(孝)会長)

只今、事務局から説明がありました。委員の皆さんからご意見・ご質問をいただきたいと思います。意見のある委員はお願い致します。

次に、2点目の第5期流山市障害者福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画の策定について説明をお願いします。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

事務局説明

(鈴木(孝)会長)

只今、事務局から説明がありました。委員の皆さんからご意見・ご質問をいただきたいと思います。意見のある委員はお願い致します。議事1での説明のとおりこの質疑をもって答申(案)としたいと思いますので、遠慮なく質問してください。

(上平委員)

用語集は、今日の資料に載っていますか。いつ配布されましたか。それに追加すればいいのですか。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

8月9日の第3回福祉施策審議会でも配布した付属資料に、現物給付の用語を追加してください。

(栗飯原委員)

障害者の重度医療制度の現物給付の追加は流山市のみですか。それとも、全国的にでしょうか。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

全国全てではなく、千葉県統一の制度です。

(鈴木(孝)会長)

質問・意見が無いようなので、以上でよろしいでしょうか。それでは質疑を尽くしたとして、答申に向けた案の確認・修正に移ります。

はじめに委員の皆さんに答申案の差し替えについて、説明をさせていただきます。答申案を事務局に提出しました後に、2番目の項目について、改めて事

務局に確認しましたところ、障害福祉サービスと介護サービスへのスムーズな移行については、既に障害者の相談支援専門員とケアマネジャーとの連携推進等の具体的な取組が行われていることが確認されました。このことから2番目の項目を外しました。ご了承願います。

修正後の案に対して、質疑や意見等ありますでしょうか。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

答申案2の削除した部分ですが、厚生労働省から「障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係」という通知が平成19年から発せられています。毎年のように修正がありますが、平成27年度のものが最新です。その中には、対応方法が正確に示されています。市もそれに基づいて実施しており、今のところ問題なく、障害福祉サービスから介護福祉サービスに移行されています。障害者向けサービスの相談支援専門員が、介護保険のケアマネジャーに、一定の年齢に達する数カ月前には必ず各利用者に制度の中身について、詳細に説明をするよう国の通知の中で記されています。それに準じて事務処理を行っているので、2番を削除しました。

(鈴木(孝)会長)

現在、実施されているので、答申とする必要はないとのことでした。

- 1 本計画の着実な推進に努められるとともに、本計画の進捗状況について、点検及び評価を行い、必要に応じた計画策定が重要である。
また、障害福祉に関する制度等に変化等が生じた場合は、障害者の実態やニーズの把握に努めつつ、計画の見直しを検討されたい。
- 2 障害児及びその家族に対して身近な地域で支援ができるように、地域支援体制の構築を図るとともに、障害児のライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築に努められたい。
また、障害児が障害児通所支援を利用することにより、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長でき、地域社会への参加や包容（インクルージョン）ができる体制を推進されたい。
以上2項目について、答申させていただくということでしょうか。

(鈴木(孝)会長)

それではこの内容で答申とさせていただくことに決定します。会議の最後で市の答申としたいと思います。

次に、3点目の第7期流山市高齢者支援計画の策定について説明をお願いします。

(事務局：高橋)

事務局説明

(事務局：宮島健康福祉部部長)

アンケートの形態が第6期から変更されました。その背景に、介護保険事業計画は、全国一律で介護保険法に基づき策定する計画です。今までは、目標値の設定が不明瞭で、している市町村・自治体とそうではない所がありました。

残念ながら、流山は目標設定をしていませんでした。国は、目標設定を推奨しています。目標設定の仕方は、何に重点を置くかということ、予防です。後期高齢者人口が増えていますので、できるだけ、介護認定者を減らしていこう・抑制していこうというのが設計思想にあります。前段のアンケート調査の介護保険の変更に伴うような、アンケートの内容が多々出てきています。なぜ変わったのかということ、次回説明する内容が多分に加味して参ります。次回、「このように介護保険の中身が変わったので、このようなアンケートが母体になっています。」というような、説明をさせていただけるとわかりやすいのかと思います。

介護保険の中身も、予防を推奨した自治体には財源措置の優先を与える、そういうことを国は言っているのですが、果たしてそれが具体的にどのような形で流山市が対応して、どのような形で国が支援してくれるのか計画・策定するのは、残念ながら難しいです。

今申し上げたことは、次回の説明の際にもう一度触れさせていただきますが、そういうような国の方向性が、大きく変わっていくそういう前提の中で、皆様方からご意見を頂きたい。当然ながら、介護保険料にも影響してきます。介護保険料は、要介護者、サービス給付が増えていくから、単純に増えていくということではありません。国が大きな内容の柱を示していますので、それに伴って、どうしても保険料が増加してきます。仔細につきましては、次回の説明の中で行います。

今回説明しましたのは、元気な、まだ要介護に至らない老人福祉法に規定のある65歳以上の高齢者に対応した事業を展開していきたいと思っております。具体的に事業をあげるのは計画策定時には難しいかもしれませんが、運営の中身や将来的な方向性についてご意見を交わしていただくことはやぶさかではないと思っておりますので、ご検討いただければ幸いです。

(鈴木(孝)会長)

事務局からの報告について、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

(上平委員)

このアンケートの具体的なオリジナルのアンケートを拝見できますか。

(事務局：高橋)

量的にかなり分厚くなりますので、アンケート調査のモデル版を次回用意します。

(事務局：宮島健康福祉部部長)

基本的には、皆様方に提供できます。

(上平委員)

流山市高齢者支援計画 P74 にある高齢者ふれあいの家はそこまでのアクセスが問題だと思います。徒歩で行ける距離に作ってほしいです。高齢者はやはり、足の問題があります。江戸川台駅から市役所に行くバスのルートの確保も、ぜひご検討いただきたいです。

また、P101・102 高齢者住み替え制度は、実例があるのでしょうか。

(事務局：宮島健康福祉部部長)

まず、「高齢者ふれあいの家事業」は、流山市単独事業であります。しかしながら、こういう事例は要介護の面から見ても重要だと言われています。他の自治体にも、名称は違えど実践事例は多々ございます。ただ、今のところ、流山よりも規模の小さな自治体が、自主的に動いて、力を入れています。運営する方が、主導し、支援が必要な方を招き入れる。空き家を借りて実践している。行政から補助金などの支援を受けずに展開している事例もあります。徒歩で行けるような、自分がやりたいことがそこにはないから行かないではなく、ここで自分のやりたいことをやってやる。そういうところが、成功事例と言えるのではないのでしょうか。流山は、16 小学校区あるのですが、小学校区にいくつという設定ではなくて、財源の問題もありますが、10 でも 20 でも可能な限り作っていくようにしたい。今そこまで、風呂敷を広げてしまうと、なかなか目標まで到達しない部分もありますので、計画に載ってなくても、ご協力いただければ、拡張していきたいと思えます。

循環バスは、なかなかアクセスできないものもありますので、その辺はどう

いう交通機関が利用できるかというPRに努めていければ、と思います。

住み替えにつきましては、積極的に展開していますが、事例があるかどうかの詳細データは、次回までに用意しておきます。相談を頂いているという意見は頂いています。それが事例として結びついているかどうかは、次回報告します。

(上平委員)

高齢者ふれあいの家は、自治会館など自治会が所有しているものを利用するのがいいと思うのですが。富士見台は、200世帯程の規模で、自治会によっては担い手がいないと聞きます。自治会の中の連携も必要だと思いますので、市が呼び掛けている自治会長の集まり等で行政からもヒントを与えてほしい。

(事務局：宮島健康福祉部部長)

流山市は、自治体主体で「地域支え合い活動」を行っています。先ほどのお話は、その中でも必ず出てくる話題です。自治会によっては、家庭の構成員の平均年齢が既に65歳以上の場合もあります。これからは、広域的な視点が必要になってきます。高齢者ふれあいの家というのは、例えば富士見台近隣の場合、江戸川台には何カ所かあります。それぞれのエリアが確定していて、江戸川台の住人や自治会の住人しか利用できない制度ではありません。高齢者生きがい推進課にて、代表者や連絡先、開催日時等の情報提供ができますので、ぜひ、活用してください。

(平原委員)

P16「運動器の機能低下」、P17「低栄養」・「口腔機能の低下」で「リスク無し」の比率が非常に多くなっています。例えば、1点以下の「リスク無し」を1点と0点に分けると、グラフがより生きてくるのではないのでしょうか。特に低栄養は、「リスク無し」が大半です。

(事務局：高橋)

国のアンケートの項目が、このようになっています。これを基に全国間で比較したりしています。年齢ごとに区分けして、わかりやすいようにしたのですが。

(事務局：宮島健康福祉部部長)

まだこれで確定ではございませんので、見やすさという観点からこのようにしておりますが、変更しますとまた違うご意見も出てくると思いますので、事

例を参考に表現の仕方は検討します。

(栗飯原委員)

P 7 5 ㊟ふれあいの家「かえるクラブ」は、同様の施設が周辺にないせいか、地域外から参加したいという多くの問い合わせがあります。少なくとも毎月平均300人、多い時は400人程度集まります。自治会から補助金も出しているのに、地域内の方を受け入れられないのは問題です。自治会の方も制限しているくらいなので、その辺りのバランスも考えないとなりません。

(鈴木(孝)会長)

そのようなこともあるのですね。それでは、次、いかがでしょうか。

(鎌田委員)

P 2 3 ・ 3 9 の「成年後見人制度」です。私は、市民後見人制度について疑問を持っています。弁護士や司法書士等の専門家だけでは、担いきれない部分が出てきて、これから需要が高まるので、市民後見人制度の拡充を、という主旨だと思います。だからといって、専門家が足りないからと言って、いきなり市民成年後見人とは、いかがなものでしょうか。

市民とは、資格を持っていなくても、誰でもいいということです。専門家との乖離が広すぎると感じます。私も市民後見人の研修を受講したことがあります。受講者は、市民後見人制度に興味がありますが、障害者や高齢者のことを全然考えたこともなかった方々ばかりで、問題や状況もわからない。福祉や障害者に関連する法案や施策も全く知らない方が大半で、その上、財産管理についてもほとんどわからない方が多いです。もし、このような人が選出されて、後見人になってしまうと認知症の方の預金通帳の名義も全部後見人の名前に変更されてしまいます。全部、財産を後見人が管理し、本人が使い方をチェックできない・わからないほどにお任せしてしまいます。

私は、社会福祉士として、成年後見人をやっていますが、実際に裁判所の確認は全然厳しくありません。極めて簡単に財産を流用してしまう成年後見人の着服も問題になっています。後見人を誰にお願いするかは、大変重要なことと思います。成年後見の理念を尊重して、需要を促進するのはいいと思いますが、流山市として市民後見人制度を安易にどんどん利用してもらいましょうという方向に行くのはどういったものかと思います。正確に研修を行い、知識を蓄積していくのがよいのではないのでしょうか。その辺りは、熟考の上進めてほしいです。

(栗飯原委員)

私は鎌田委員の仰ったことには反対の意見です。専門職の中でも事件事が多いです。これを一番選出しているのは、家庭裁判所です。家裁は、市民後見人に対しての目が全然違います。仕事をボランティアでお前たちに、これあげるよ、といった感じです。1年間仕事をして、書類提出時に、「これ1万円、5万円」ともらっているようです。家裁は、財産がある人等は、だいたい専門職に出します。明らかに儲からないような案件は、市民後見人に出します。国の法律ができましたが、全然、魂が入っていません。それを運用している家裁に、一番問題があると思います。我々は頻繁にミーティングを行い法律を直すよう、中央官庁に何度も呼びかけています。

(上平委員)

私は、裁判所調停委員をやっているとして、成年後見人の書類を裁判官に代わって書類確認を行っていました。今、お二人の意見を聞きまして、正しいことが言われていますが、必ずしも全部ではありません。実際に、専門職がやっているのは、弁護士事務所の事務員が処理しています。弁護士先生がやっているわけでは、ありません。一人の弁護士が30件やっていて、それを全部見ることはできません。結局事務員の行う処理は、形式も多いです。専門職は、確認はやりません。財産管理しかやらないのです。実際にお世話される側にとってみれば、財産管理よりも身上監護のほうが大事です。そのような面で社会福祉士のほうが得意分野かと思えます。栗飯原委員がおっしゃった市民後見人は、これから大いに推進してほしいと思います。親族や専門職だけでは、対応できません。中身を充実させないとならないので、裁判所も市民後見人を指名する場合は、大変厳しくしています。市民後見人は、講習を受講すれば、なれるものではありません。個人で、市民後見人を目指すなら、相当勉強しなければなりません。そこまでやらないと、裁判所が後見人にはしないとします。NPOなどの団体で受けた場合は、その団体の中で研修受講者が後見人になるとされています。そういった知識がないまま、後見人になれることはないと思います。市も市民後見人を養成するのであれば、NPO法人等による講習会を行い、流山市の中で流山市民が市民後見人になれるよう養成してほしいです。親族や専門職だけでは足りなくなるのが、目に見えています。今から本腰を入れて取り組まないと、大変な問題になるのではないかと危惧しています。

(事務局：宮島健康福祉部部長)

行政として、市民後見人制度にはまだ課題が残っているのかと思います。ただ、2025年問題を視野に入れると、もう10年を切っています。おおよそ

自己判断がつかなくなってきた人が対象なので、認知症を患った方が中心です。現状の1.5倍になるかと思います。2025年になると、1/4の方が要介護になります。その中で認知症を発症する方は、多数を占めています。そんな背景の中で、国は強いてこの制度を設定しました。課題がまだ多々ありますが、国は待ってられない状況だと声高に発しています。研修を受講したからと言って、人の財産、人権に関わる話ですので、そのようなものに直結する考え方は、もっておりません。従って、この3カ年の中で養成するのではなく、まずこういった問題意識を市民の皆様と共有し、その流れの中で候補者たる市民の皆様にも担っていただける体制づくりを考える必要があります。ただ、駆け足で完成できるものではありませんので、その契機となる第7期の計画でしっかり考えていければと思います。次回、いろいろと問題提起をさせていただきたいと思っておりますので、7期の流山市の考え方が妥当かどうかを皆様方からご意見を拝聴しながら、計画の骨格としていきたいと考えています。また、私どもの原案に対して、ご意見をいただければ幸いです。

(大野委員)

私は、栗飯原委員と上平委員がおっしゃったことは、当然のことと思います。専門家の弁護士や司法書士の成年後見人の在り方は、どういったものなのでしょう。専門家と市民の間は、ないのでしょうか。国が作った市民後見人制度は、いかなるものなのでしょう。裁判所の確認は、全然厳しくありません。一度後見人を依頼したら、丸投げです。年に一回、書面で報告書を提出するのみで、何もかもわかりません。その部分が、一番問題です。宮島健康福祉部長がおっしゃったように、正確にやってほしいというのが言いたかったことです。

(栗飯原委員)

今、我々がやっているのは、信用金庫クラスの地元の金融機関と協力しています。信託登記が非常に熱心なところがあります。そのところで、我々はタイアップしています。我々は法律的な問題を担当して、実際のお金の問題は信用金庫が保証するような形でやって、預けるようになっています。他に、大宮方式というものがあります。もし、参考になればと思います。

(鈴木(孝)会長)

時間の関係から、以上でよろしいでしょうか。また、次回ご意見を頂戴したいと思います。

(事務局：宮島健康福祉部部長)

皆様のご協力により、円滑に会議を進行することができました。この後、答申を頂くことになるのですが、副市長が同席して、会長から答申する予定だったのですが、会議が長引いておりまして、出席することができません。皆様方の時間の関係もございますので、私が代理で行います。

(鈴木(孝)会長)

それでは最後に、第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画の答申とさせていただきます。

(鈴木(孝)会長)

答申書読み上げ

<答申おわり>

(鈴木(孝)会長)

次に、その他ですが、事務局から何かございますか。

(事務局：古林健康福祉政策室長)

前回同様、ご質問やご意見がありましたら事前に事務局までご連絡ください。様式は自由ですので、ご協力よろしくお願いします。

また、今後の予定ですが、第5回の福祉施策審議会の開催日時と場所の予定は次のとおりです。

平成29年10月20日 午後2時～ 庁議室

配布した資料については、次回もお持ちいただきますようお願いいたします。たいへんお忙しいとは思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。事務局からは、以上でございます。

(鈴木(孝)会長)

他にないようでしたら、本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。御協力ありがとうございました。

(事務局：古林健康福祉政策室長)

鈴木会長には、議事進行ありがとうございました。

以上をもちまして、平成29年度第4回流山市福祉施策審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。